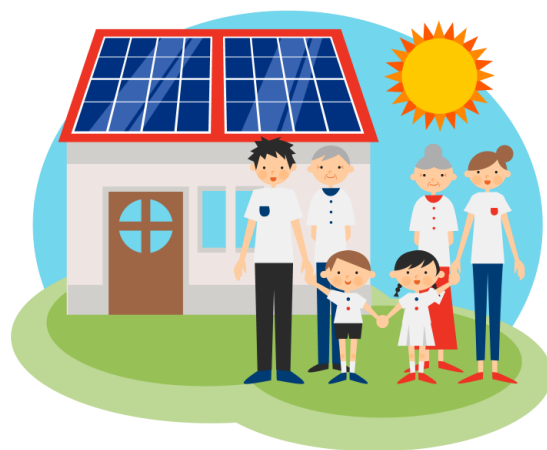


**令和4年度淡海環境保全財団
スマート・エコハウス
普及促進事業補助金**



申請の手引き

令和4年 5月 30日

目次

1. 令和4年度の主な変更点	P1
2. 補助対象事業	P1
3. 補助対象事業者	P2
4. スマート・エコ製品及び HEMS の基準	P3
5. 補助対象経費	P4
6. 補助金額	P4
7. 補助金申請の流れ	P5
8. 提出書類のチェックリスト	P6
9. 交付申請書の受付	P10
10. 手続代行者	P10
11. データ等の提供	P10
12. よくある質問	P11
13. その他	P13

1. 令和4年度の主な変更点

(1)登録制度の廃止

昨年度までは登録申込書を提出し、登録番号を取得した上で交付申請をする流れでしたが、今年度から登録は不要となります。交付申請（実績報告）のみとなりますので、要件に合致するかどうか、漏れなくご確認ください。

(2)太陽光・エネファーム設置者はびわ湖カーボンクレジット倶楽部への加入が必須

滋賀県では、県民の皆様が設置した太陽光発電設備およびエネファームによるCO₂削減量を取りまとめ、CO₂削減価値(クレジット)として売却することにより、得られる収益をCO₂ネットゼロ社会づくりに活用する取組を「びわ湖カーボンクレジット倶楽部」として令和4年度から始めます。そのため、太陽光発電設備やエネファーム設置者は、同倶楽部への加入が必須となります。詳しくは以下のHPをご覧ください。

(<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kankyoshizen/ondanka/323613.html>)

(3)スマート・エコ製品の要件変更

【太陽熱利用システム】

(R3) 一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品 (BL 部品) に認定された機器であること。

(R4) JIS 規格に準拠しているものまたは一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品 (BL 部品) に認定された機器であること。

(4)工事日および購入日

スマート・エコ製品の設置工事期間	令和4年4月1日(金)～令和5年1月31日(火)まで ※太陽光発電の設置工事の完了日は、電力会社と太陽光発電の電力受給を開始した日とします。 ※その他のスマート・エコ製品の設置完了日は、工事完了証明書(様式第4号)の日付とします。
HEMSの購入日	令和4年4月1日(金)～令和5年1月31日(火)まで ※購入日は、領収書の発行日となります。

(5)交付申請書の受付期間

令和4年5月30日(月)～令和5年2月17日(金) 17:15(財団終業時間) 必着

※予算額に到達した場合はその時点で受付を終了します。(HPで周知)

※不足の書類の提出が令和5年2月17日を過ぎた場合は、いかなる理由があっても受理しませんのでご注意ください。

(6)既築住宅→既存住宅へ表記の変更(内容に変更はありません。)

2. 補助対象事業

個人用既存住宅(※1)において、住宅用太陽光発電システム(以下「太陽光発電」)や

自立分散型エネルギーシステム等の省エネ・創エネ設備（以下、総称して「スマート・エコ製品」という。設備要件等は「4. スマート・エコ製品及びHEMS（エネルギー管理システム）の基準」参照。）を設置する事業が対象です。（※2）

ただし、スマート・エコ製品の設置の施工者が滋賀県内事業者（滋賀県内に本店又は事務所機能を有する支店等がある事業者）であること、HEMSの購入店が滋賀県内販売店であることが必要です。

- ※1 ①申請者もしくは同居のご家族が建物の所有者である場合のみ対象です。
- ②補助対象となる「既存住宅」は、スマート・エコ製品を設置する建物（個人用住宅）の建設工事期間と、スマート・エコ製品の設置工事期間が重なっていないものとします。

※2 太陽光発電だけを設置する場合は、2万円以上のHEMSの購入が必要です。

3. 補助対象事業者

この補助金の申請をする方は、次のいずれにも該当する必要があります。

ア 補助対象事業を実施する建物が滋賀県内に所在し、住居（別荘および店舗、事務所等の兼用住宅を含む、ただし賃貸住宅を除く）として自ら居住している方（建物の区分所有者等に関する法律（昭和37年法律第69号）第25条第1項に規定する管理者および第47条第1項に規定する管理法人組合を含む）※1）

イ 滋賀県の個人県民税または法人県民税に未納がない方（※2）

ウ 平成24年度以降に滋賀県個人用既築住宅太陽光発電システム設置推進補助金、淡海環境保全財団個人用既築住宅太陽光発電システム設置推進補助金、淡海環境保全財団個人用住宅太陽光発電システム・コージェネレーションシステム普及促進補助金または淡海環境保全財団スマート・エコハウス普及促進事業補助金において、今年度申請する製品名と同一区分の製品名の補助を受けていない方

エ 本人または本人の同居者等が、本補助金交付要綱第3条（4）に規定する暴力団員等ではない方（※3）

オ 住宅用太陽光発電システムおよび高効率給湯器（エネファーム）を設置する場合、県が取組を進めている「びわ湖カーボンクレジット倶楽部（太陽光発電設備、コージェネレーションシステム）」に入会すること、又はしていること。ただし、入会資格を満たさない方については、その限りではありません。※（4）

- ※1 ①マンション等集合住宅も対象となります。（賃貸住宅は、対象外です）
 - ②住居を店舗、事務所等と兼用で利用している場合も対象です。
 - ③別荘として利用している場合も対象です。ただし、登記事項証明書で建物の所有者が申請者もしくは同居家族であり、建物の種類が「居宅」である必要があります。
- ※2 納期が到来している令和3年度の個人県民税又は法人県民税に未納（分納等を含む）がないこと。
 - ※3 淡海環境保全財団（以下「財団」）が必要と認める場合に、滋賀県警察本部に照会することを承諾いただく必要があります。
 - ※4 申請者がマンションの管理組合である場合や、設置する建物が店舗等との併用住宅である場合など、入会資格を満たさない方に限り、入会は不要です。

4. スマート・エコ製品及びHEMSの基準

スマート・エコ製品（別表1）

対象となるスマート・エコ製品は以下のとおりです。

製品名	設備要件	補助要件	
発電システム 住宅用太陽光	固定価格買取制度（FIT）の事業計画認定を受けたものであり、当該認定容量が2kW以上、10kW未満（増設の場合においては、増設分が2kW以上、既設分との合計が10kW未満）のシステムであること。	太陽光発電の設置と併せて、2万円以上のHEMSを購入する場合または他のスマート・エコ製品を設置する場合に補助対象とする。	
高効率給湯器（エネファーム）	一般社団法人燃料電池普及促進協会（FCA）が登録した機器であること。	以下のいずれかの場合に補助対象とする。 <ul style="list-style-type: none"> 太陽光発電と併せて設置する。 既設の太陽光発電を備えている。 停電の際、単独で設備の機能を利用できる。※1 ※太陽光発電はいずれも、停電時でも当該設備に給電を継続できるものであること。	
高効率給湯器（エネファーム以外）	電気ヒートポンプ給湯器（エコキュート等）		年間給湯保温効率または年間給湯効率が2.7以上であること。（JIS規格） または、年間給湯効率が3.1以上であること。（JRA規格）
	潜熱回収型ガス給湯器（エコジョーズ）		給湯部熱効率が90%以上であること。
	潜熱回収型石油給湯器（エコフィール）		連続給湯効率が90%以上であること。
ハイブリッド給湯器	電気式ヒートポンプと潜熱回収型ガス機器を併用するシステムで、ガス機器の給湯部熱効率が90%以上であること。		
太陽熱利用システム	JIS規格に準拠しているものまたは一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品（BL部品）に認定された機器であること。		
家庭用蓄電池	太陽光発電システムと接続し、同システムが発電する電力を充放電できるもの。 JIS規格または一般社団法人電池工業会規格に準じているもの。 蓄電容量（複数台の場合はその合計）が1kWh以上かつ定格出力が500W以上であるもの。	以下のいずれかの場合に補助対象とする。 <ul style="list-style-type: none"> 太陽光発電と併せて設置する。 既設の太陽光発電を備えている。 	
省エネ（V2X） ホームユニット	太陽光発電システムと常時接続し、電気自動車等の蓄電池から電力を取り出し、分電盤を通じて、住宅の電力として使用するために必要な機能を有するものであること。		
窓断熱設備	窓断熱設備設置の際の工法はガラス交換、内窓設置、外窓交換のいずれかとする。 設備を設置する開口部の総面積が8㎡以上かつ、施工後の開口部熱貫流率が3.49W/㎡K以下となること。 内窓設置の場合は、原則、建具やガラス等の仕様は問わない。それ以外の工法の場合は、設置する設備が省エネ建材等級ラベル★★★の製品であることを基本とし、当該ラベルがない製品を設置する場合は、原則、別紙判断基準によるものとする。		
【上記以外の要件等】			
(1) HEMSは、エネルギーの使用状況（電力使用量）の「見える化」ができること。また、一つ以上の機器に対して、省エネに資する自動制御機能（省エネモードを含む）を有していること。 (2) スマート・エコ製品、HEMSはいずれも未使用であること。 (3) スマート・エコ製品の設置の施工者が滋賀県内事業者（滋賀県内に本店または事務所機能を有する支店等がある事業者）であること、および、HEMSの購入店が滋賀県内販売店であるものに限る。 (4) 同一のスマート・エコ製品からの更新は補助対象外とする。また、高効率給湯器（エネファームおよびガスエンジン給湯器（エコウィル）含む）から高効率給湯器（エネファーム以外）への更新は補助対象外とする。※2			

※1「停電の際、単独で設備の機能を利用できる。」とは？

系統電力から給電が停止しても、設備の機能（発電や給湯）を継続できること。

例① 停電時は自立運転に切り替わり、発電や給湯を継続できる。

例② 停電時も貯湯ユニット内のお湯をシャワーや蛇口で使える設備や、非常用取水栓からタンク内のお湯を出せる設備であればお湯を使える。

※2 高効率給湯器を設置した場合における補助対象の判断は、以下の表を参照してください。

交換前の給湯器		設置予定のスマート・エコ製品	補助対象
高効率給湯器	エネファーム	エネファーム	×
		エコキュート等	
		エコジョーズ	
		エコフィール	
	ハイブリッド給湯器 (エコワン等)		
	エコキュート等 エコジョーズ エコフィール ハイブリッド給湯器 (エコワン等) ガスエンジン給湯器 (エコウィル)	エネファーム	○
	エコキュート等	×	
	エコジョーズ		
	エコフィール		
	ハイブリッド給湯器 (エコワン等)		
従来型	電気温水器	高効率給湯器 (エネファーム、エコキュート等、 エコジョーズ、エコフィール、 ハイブリッド給湯器)	○
	都市ガス給湯器		
	LPガス給湯器		
	石油給湯器		

5. 補助対象経費

スマート・エコ製品の設置に要した費用で、設備本体費用および設置工事費用との合計金額です。

※ 消費税は含みません。

※ 太陽光発電の設置費用には、太陽光パネル保証料、電力会社との受給電力計、モニター、事務手続き費用、屋根の改修費等は含みません。

※ 蓄電池の設置費用には、蓄電池の保証料、モニター、HEMS購入費用、HEMS設置費用等は含みません。

6. 補助金額

スマート・エコ製品の種類によって、補助金額を下表のとおりとし、複数の対象設備を購入する場合、申請額は上限10万円とします。

ただし、次のAの額の3分の1以内とします。

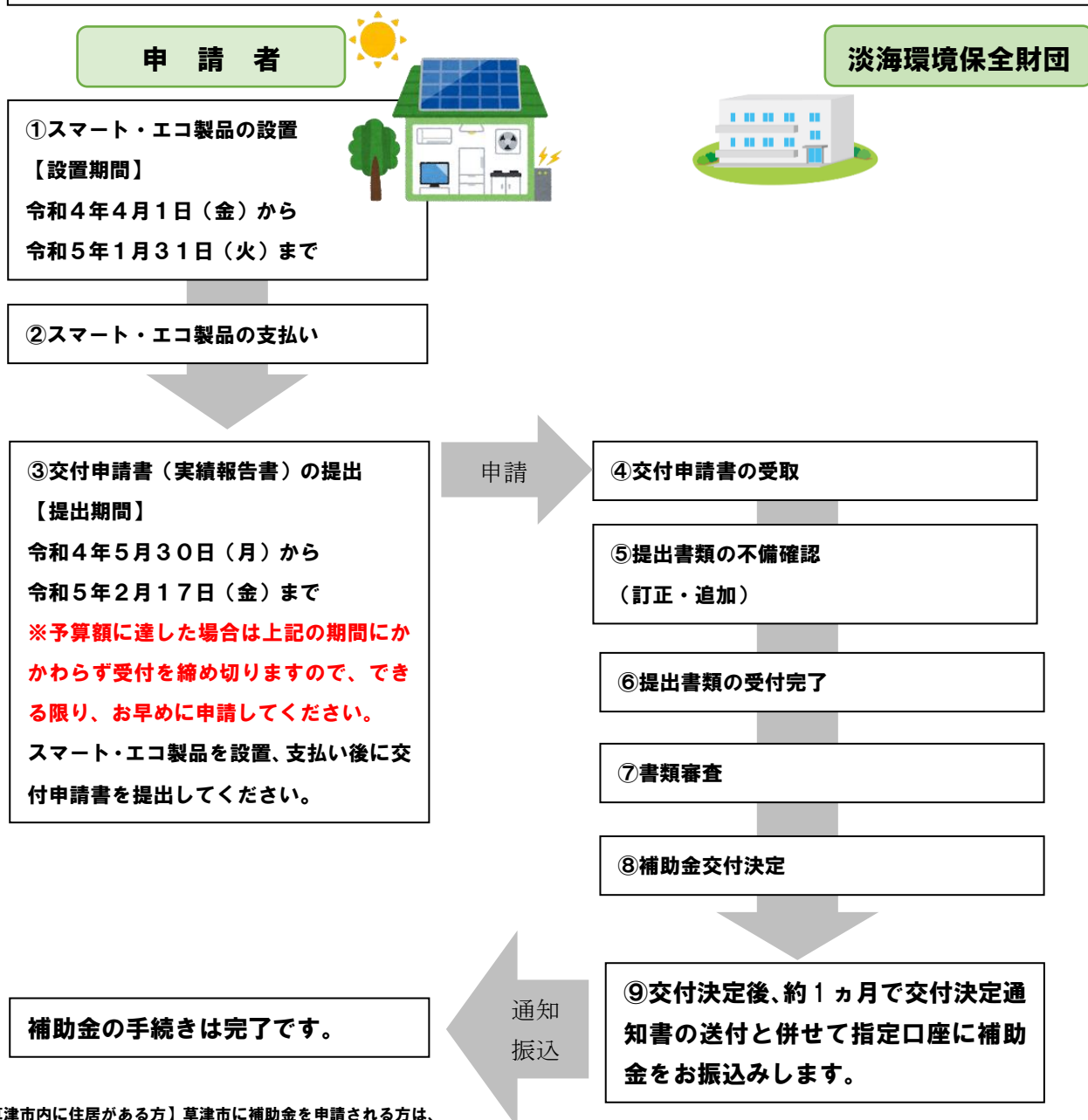
$$A = a - b$$

a：補助対象経費　b：補助対象経費に対して、他(国や市町)の補助金等で交付された額

スマート・エコ製品		補助金額
住宅用太陽光発電システム		4万円
高効率給湯器	エネファーム	6万円
	エネファーム以外	2万円
太陽熱利用システム		2万円
家庭用蓄電池		5万円
V2H（ヴィークル・トゥ・ホーム）		4万円
窓断熱設備		2万円

7. 補助金申請の流れ

令和3年度までは登録申込書を提出し、登録番号を取得した上で交付申請をする流れでしたが、今年度から**登録は不要**となります。交付申請(実績報告)のみとなりますので、要件に合致するかどうか、漏れなくご確認の上、必要書類を揃えてご送付ください。



【草津市内に住居がある方】草津市に補助金を申請される方は、草津市にお問い合わせください。



8. 提出書類のチェックリスト

以下の通り、提出書類をA4（A3の場合は折り込む）サイズに揃えて、番号順に並べて提出してください。

対象	No.	名称	確認事項・注意事項等
すべての申請者	1	<input type="checkbox"/> 提出書類チェックシート	
	2	<input type="checkbox"/> 補助金交付申請書（様式第1号）	
	3	<input type="checkbox"/> 工事完了証明書（様式第4号）	※太陽光発電システムの工事完了日は、電力会社との受給開始日または太陽光発電システム設置工事完了日のいずれか遅い日を記載してください。
	4	<input type="checkbox"/> スマート・エコ製品の領収書のコピー	<input type="checkbox"/> 申請者名 <input type="checkbox"/> 品名 <input type="checkbox"/> 品番 <input type="checkbox"/> 販売店名 <input type="checkbox"/> 販売店住所 ※HEMS購入の場合は、販売店住所が滋賀県であること。 ※領収書には必ず申請者名の記載があること。 ※「領収書」と記載されていない <u>レシート</u> は使用不可 ※申請者の同居者名義でも可。当該同居者の住民票も併せて提出してください。 ※見積書や契約書等を添付する場合は、対象の経費に○をつける、「太陽光」「蓄電池」等、わかりやすく記載してください。
	5	<input type="checkbox"/> スマート・エコ製品の要件（別表1）を満たしていることがわかる書類(カタログ等)のコピー	<input type="checkbox"/> 設備要件を満たしている書類 <input type="checkbox"/> 補助要件を満たしている書類
	6	<input type="checkbox"/> 振込先口座の通帳またはキャッシュカードのコピー	<input type="checkbox"/> 金融機関名 <input type="checkbox"/> 口座番号 <input type="checkbox"/> 名義人 ※ネット銀行等で通帳がない場合は、上記項目の記載箇所を印刷してください。
	7	<input type="checkbox"/> スマート・エコ製品設置後の写真および家屋全体の写真	※製品に貼られた品番等が記載されたステッカーの文字が判読できる写真を添付してください。 ※エコキュート等の設置後の写真は、ヒートポンプと貯湯タンクとも必要です。 ※窓断熱設備設置後の写真は、窓の構造が分かるようにし、また、下記2.6 窓断熱設備調書に記載した番号①～④を写真に記し分かり

			<p>やすく示してください。</p> <p>※家屋全体の写真は、地面から屋根までが写り、個人住宅を確認できる必要があります、スマート・エコ製品が写っていても差し支えありません。</p>
	8	<input type="checkbox"/> 申請者本人の住民票の写し	<input type="checkbox"/> 提出日から <u>3か月以内</u> に発行された現住所のもの <input type="checkbox"/> <u>個人番号（マイナンバー）が記載されていないもの</u> ※「住民票の写し」とは、市町窓口で発行される原本です。（コピーしたものは不可） ※法人でない管理組合は総会の議事録等、法人の管理組合は登記事項証明書を提出してください。
	9	<input type="checkbox"/> 各市町が発行する住民税（個人県民税）の <u>令和3年度の納税証明書</u> <input type="checkbox"/> 住民税（個人県民税）の納税義務がない場合、令和3年度非課税証明書等その旨が明らかになる書類	<p>※令和2年の所得に対して課税され、令和3年度に支払った県民税の<u>証明</u>の事です。</p> <p>※住所地の市町窓口で取得してください。（県税事務所では発行不可）</p> <p>※令和3年1月2日以降に県外から転入された方で、住民票に県外から転入された記載がある場合、納税証明書の提出は不要。記載のない場合は、転入前の他府県自治体で発行された住民票除票を添付してください。</p> <p>※令和3年1月2日以降に県内で転出・転入された方は、令和3年1月1日現在において居住されていた自治体で納税証明書を入手してください。</p> <p>※法人でない管理組合は決算書等、法人の管理組合は法人県民税の納税証明書を提出してください。</p>
	10 (任意)	<input type="checkbox"/> 「しがCO ₂ ネットゼロムーブメント」賛同書（様式第7号）	<p>滋賀県が推進する「しがCO₂ネットゼロムーブメント」賛同のご協力をお願いします。</p> <p>※「しがCO₂ネットゼロムーブメント」賛同書を提出されないことで補助金の登録を妨げるものではありません。任意のお名前での賛同可能です。（ニックネーム可）</p>
	11	<input type="checkbox"/> その他理事長が必要と認めるもの	<p>※補助要件を確認できない場合等、追加資料を求めることがあります。</p>
場合 集合住宅に設置した	12	<input type="checkbox"/> 集合住宅の規定により管理組合等の承認が必要な場合は、承認されたことがわかる書類のコピー	

合	別荘に設置した場合	13	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書 (建物の全部事項証明書)	※提出日から1年以内に発行されたもの。 ※法務局で交付された原本です。(コピーしたものは不可) ※建物の所有者が申請者もしくは同居家族であり、建物の種類が「住宅」であることが必要です。(同居家族の場合は、当該同居者の住民票も併せて提出してください) ※所有権が申請者に移った翌日以降に着工している必要があります。
		太陽光発電を設置した場合	14	<input type="checkbox"/> びわ湖カーボンクレジット倶楽部入会届(様式第9号)
15	<input type="checkbox"/> 固定価格買取(FIT)制度に係る太陽光発電の事業計画認定書のコピー		※固定価格買取(FIT)制度の太陽光発電の事業計画認定の手続きには2ヶ月以上かかる場合があります。余裕をもって手続きを進めてください。	
16	<input type="checkbox"/> 電力需給契約内容のお知らせのコピー			
17	<input type="checkbox"/> 太陽光発電の出力対比表のコピー		<input type="checkbox"/> モジュールの製品名 <input type="checkbox"/> 製造番号 <input type="checkbox"/> 公称発電出力 <input type="checkbox"/> 出荷時出力	
18	<input type="checkbox"/> 太陽光発電設備調書(様式第8号)			
19	<input type="checkbox"/> パワーコンディショナのカタログのコピー		<input type="checkbox"/> 品番 <input type="checkbox"/> 定格出力 <input type="checkbox"/> 夜間待機電力	
備とする場合	太陽光発電だけを補助対象設		20	<input type="checkbox"/> HEMSの要件(別表1)を満たしていることがわかる書類(カタログ等)のコピー
		21	<input type="checkbox"/> HEMSの領収書のコピー	<input type="checkbox"/> 申請者名 <input type="checkbox"/> 品名 <input type="checkbox"/> 品番 <input type="checkbox"/> 販売店名 <input type="checkbox"/> 販売店住所
		22	<input type="checkbox"/> HEMS設置後写真	

スマート・エコ製品を設置している 太陽光発電とシステム連携している	23	<input type="checkbox"/> システム連携していることが分かる書類	※蓄電池・V2Hを設置した場合は必須です。 <input type="checkbox"/> 配線図もしくはシステム構成図 <input type="checkbox"/> 既設太陽光パネルもしくは発電量を示すモニターの写真
高効率給湯器を設置した場合	24	<input type="checkbox"/> びわ湖カーボンクレジット倶楽部入会届（様式第9号）	※エネファームを設置した場合は必須です。 既に入会されている場合は、「入会登録通知」のコピーを提出してください。 びわ湖カーボンクレジット倶楽部への入会については、以下をご参考ください。 （ https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kankyoshizen/ondanka/323613.html ）
	25	<input type="checkbox"/> 交換前の給湯器の機種がわかる写真、取扱説明書、廃棄時の書類、購入時の書類等のいずれか	※いずれの確認書類の提出が困難な場合に限り、別に定める「交換前給湯器証明書」を提出してください。
窓断熱設備を設置した場合	26	<input type="checkbox"/> 窓断熱設備調書（様式第10号）	※領収書（もしくは見積書・契約書等）に記載された窓の寸法と合っていることを確認してください。 ※番号①～④を上記7スマートエコ製品設置後写真に記し、分かりやすく示してください。



「しがCO₂ネットゼロムーブメント」賛同書の添付について（上記No.10）

公益財団法人淡海環境保全財団では、滋賀県が推進する「しがCO₂ネットゼロムーブメント」への賛同を呼びかけています。

スマート・エコハウス普及促進事業補助金が、徹底した省エネの推進を趣旨としており、補助金の申請は「しがCO₂ネットゼロムーブメント」のひとつと考えられますことから、補助金交付申請書に添えて「しがCO₂ネットゼロムーブメント」賛同書（様式第7号）の提出をお願いします。

9. 交付申請書の受付

交付申請書の受付期間は令和4年5月30日(月)～令和5年2月17日(金) 17時15分までですが、予算額に達した場合は上記の期間にかかわらず受付を締め切りますので、できる限り、お早めに申請してください。

受付締め切り後に提出された申請書は返却します。また、予算額に達し受付を終了した場合で、受付終了当日に提出のあった申請書が複数あれば抽選を行い、最終的な申請者を決定します。抽選にもれた場合は申請書を返却します。

提出にあたっては、交付申請書の記載内容および添付書類について誤りがないかご確認いただき、郵送(特定記録郵便)にて「補助金交付申請書在中」と朱書きのうえ次の申請先に送付してください。(追加書類、変更書類を提出する際も同様)

(申請先)

公益財団法人 淡海環境保全財団

〒525-0066 滋賀県草津市矢橋町帰帆2108

TEL 077-569-5301

FAX 077-569-5304

10. 手続代行者

無償で手続を行う場合に限り、補助事業にかかる工事または販売を行う者等に手続を代行させることができます。その場合は、様式第1号に代行者にかかる情報を記入してください。なお、交付決定通知書等の送付先は代行者ではなく申請者となります。また、代行者は、本手続の代行で得た情報について、個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)に従い、適切に取り扱ってください。

11. データ等の提供

補助対象事業者は、本補助金の目的に必要な範囲において、財団が太陽光発電の普及に関するデータ等の提供または現地調査の実施を求めた場合、協力するように努めてください。

12. よくある質問

<目次>

1. 補助金の募集要件
2. 補助金の申請方法・記入方法
3. 必要書類について
4. よくある申請書の不備について



1. 補助金の募集要件

No.	問合せ内容	回答
1	施工業者は滋賀県内に限定されているのですか。	スマート・エコ製品の施工業者は県内事業者である必要があります。(スマート・エコ製品本体の購入は県外事業者でも構いません。) 支店、営業所等の名称は問いませんが、事務所機能を有してれば差し支えありません。 <u>HEMSは滋賀県内の販売店から購入する必要があります。</u>
2	申請者の住民票上の住所と異なる家屋にスマート・エコ製品を設置する場合、申請はできますか。 (例) 同一敷地内に番地の異なる家屋があり、住民票と異なる家屋にスマート・エコ製品を設置する場合など。 (例) 別荘やセカンドハウスにスマート・エコ製品を設置する場合。	申請できますが、スマート・エコ製品を設置する家屋が申請者の所有である必要があります。 スマート・エコ製品を設置する家屋の、 <u>登記事項証明書(建物の全部事項証明書)</u> を併せて提出してください。
3	別世帯の親族の家にスマート・エコ製品を設置しました。申請をすることはできますか。	申請者が設置した家の所有者で、スマート・エコ製品の代金を支払っているのであれば、別荘としての取り扱いとして申請できます。(上記 No.2 参照)
4	親から建物を譲り受けて工事をしましたが、対象になりますか。	所有権が申請者に移った翌日以降に着工していることが条件になります。場合によっては登記事項証明書(建物の全部事項証明書)を提出して頂き、所有権の移転日を確認します。
5	太陽光の認定容量について教えてください。	認定容量が 2kW 以上、10kW 未満の太陽光が対象になります。太陽電池モジュールの公称最大出力と、パワーコンディショナの定格出力のいずれか小さい方の値になります。 (例) 系列 1 : モジュール 4.0kW < パワコン 4.5kW

	系列2：モジュール6.5kW>パワコン5.5kW →モジュールの出力は合計10kWを超えますが、値の小さい方を取るので認定容量は9.5kWとなり、申請できます。
--	---

2. 補助金の申請方法・記入方法

No.	問合せ内容	回答
1	<高効率給湯器> 交換前給湯器の証明が必要ですが、銘板の字が小さい、劣化で消えている等、読み取れない場合はどうしたらよいですか。	交換前給湯器が高効率給湯器ではないことの確認のため資料を添付して頂いています。取扱説明書、廃棄時の書類、購入時の書類等で証明となるものを添付してください。
2	<高効率給湯器> 上記No.1の確認のための資料が添付することができない場合は、どうしたらよいですか。	原則は上記No.1の確認書類を提出いただきますが、いずれの確認書類の提出が困難な場合に限り、別に定める「交換前給湯器証明書」を工事施工者に発行を依頼してください。
3	<高効率給湯器> 既存の給湯器に後付けのエネファームを設置する場合、対象になりますか。	バックアップ熱源機は既存の給湯器のまま、燃料電池発電ユニットのみエネファームになるのであれば対象となります。
4	<通帳コピー> 店舗統合や合併等で、通帳の記載が現在の名称と違う場合でも添付できますか。	通帳はお持ちのものをコピーして頂いて構いません。交付申請書（様式第1号）は、現在の正しい名称で記載してください。

3. 必要書類について

No.	問合せ内容	回答
1	申請に必要な書類を教えてください。	P.6の8.提出書類のチェックリストの通り、No.1～11の書類はすべての申請者に提出して頂きます。また、要件ごとに必要な追加書類は以下の通りです。 ●集合住宅に設置→No.12 ●別荘に設置→No.13 ●太陽光+他のスマート・エコ製品で申請→No.14～19+下記必要書類 ●太陽光+HEMSで申請→No.14～22 ●太陽光と連携する必要があるスマート・エコ製品を設置（※蓄電池・V2Hは必須）→No.23 ●高効率給湯器を設置→No.24～25 ●窓断熱設備を設置

		→No.26
2	領収書が発行されていない次の場合はどうしたらよいですか。 ①銀行等での振込みによる支払い ②クレジットカードやローンによる支払い	①施工店・販売店へ領収書の発行を依頼してください。「振込明細書」は領収書として扱えません。 ②施工店・販売店へ経費を支払ったことを証明する書類（領収書に記載すべき事項が含まれていれば書式は任意）の発行を依頼してください。「利用明細書」や「お客様控」等は領収書として扱えません。
3	窓口で令和4年度の納税証明書が取れると聞きましたが、令和3年度分の納税証明書が必要ですか。	令和3年度（令和2年度所得に対して課税され支払うべきもの）の納税証明書が必要です。

4. よくある申請書の不備について

No.	事例	取扱い	対応
1	工事着工日が4月1日より前の日付、工事完了日が1月31日より後の日付になっている。	×	受付できません。
2	交換前の給湯器がエネファームやエコキュート等である。	△	設置する製品によって交付対象かどうか異なります。4. スマート・エコ製品及びHEMSの基準の表を確認の上、申請してください。
3	添付されている書類が指定のものではない。 ●特に多い事例 ・領収書の写しが必要なところ、レシートや契約書や見積書の写しになっている。 ・納税証明書が令和3年度ではない。	△	連絡しますので、早急にご対応をお願いします。
4	補助金交付申請書（様式第1号）等に記入漏れや記入間違いがある。 ●特に多い事例 ・太陽光や蓄電池の設置経費にモニター代やHEMS関連費用が含まれている。 ・施工者名の記載が漏れている。	△	連絡しますので、早急にご対応をお願いします。

13. その他

- ・国または県内市町等の補助金との併用は可能です。4ページ「6. 補助金額」をご確

認ください。機関によっては併用が認められない場合もありますので、詳細については各機関へお問い合わせください。

- ・ 交付後に設置したスマート・エコ製品に変更が生じた場合、取得財産の処分等その他の事項については「令和4年度淡海環境保全財団スマート・エコハウス普及促進事業補助金交付要綱」に規定がありますので、含みおきください。
- ・ 半導体の影響で要綱の変更がある場合やお知らせ等、HP上に掲載することがありますので、随時確認をお願いします
- ・ 提出した書類は特段の事情がない限りこちらで保管をいたしますので、ご了承ください。
- ・ 12. よくある質問を掲載していますので、お問い合わせの前にご利用ください。また、メールでのお問い合わせも受け付けておりますので、ぜひご利用ください。

公益財団法人 淡海環境保全財団

MAIL : pv@ohmi.or.jp

TEL : 077-569-5301 (平日8:30~17:15)

